

北海道足寄郡足寄町議会

2 住民に開かれた議会

足寄町議会は、地方分権改革が進むなかで、議会の改革も必要であるという議長の諮問により、平成21年3月17日、足寄町議会改革・活性化等調査特別委員会を設置し、議会改革・活性化の取り組みを開始しました。また、改革できることは、特別委員会の正式な調査報告を待つことなく、直ちに実行すべきという考えから、この特別委員会と並行して、議会運営委員会でも議会改革・活性化について検討を行いました。

特別委員会の調査報告は平成23年3月の定例町議会で報告されましたが、その趣旨は、町民に対する議会・議員としての責任を果たすためには、徹底した情報公開による開かれた議会とならなければならないということと、町民が議会を傍聴し、町政に参画する意欲が高まる議会運営に努めなければならないということでした。

この特別委員会の報告と同時に、この報告を具現化するために、議会の基本理念を規定した「足寄町議会総合条例」を制定しました。議会総合条例は議会運営の基本原則だけではなく、「会議規則」「定数条例」「定例会条例」「会議規則等運用例」「委員会条例」「傍聴規則」「議会広報発行規程」「議会図書室規程」「事務局設置条例」「事務局処務規程」「公文書情報公開規程」「個人情報保護規程」の議会に関する全て（12件）の条例規則等を一体化させました。

町民に開かれた議会の実現のために議会総合条例に規定した第一番目の事項は、本会議、委員会、全員協議会などを原則、全て公開するということです。傍聴者には、議案や資料等を全て配布し、傍聴者が自由に録音、写真撮影、ビデオ撮影できることとしました。また、より多くの方が傍聴できるようにと、現在のところは年間に1日だけではありますが日曜日にも議会を開催することとしました。日曜議会では一般質問を行っていますが、それまで2～3人だった傍聴者が、40～50人に増えました。傍聴者の中には、平日は仕事で傍聴できない方々が多数来られています。さらに、傍聴者に解りやすい議論となるよう、質問質疑を一問一答方式とし、論点争点がより明確になるように、執行者側の反問権を導入しました。それまで3回までとされていた質疑の回数制限は、終結するまで徹底した議論ができるように廃止しました。

これまで議会広報紙の発行でしか、住民に対する広報を行って来なかったことから、情報公開を様々な形で進め、住民参加を進めるために全議員による「広報広聴常任委員会」を設置しました。同委員会は議会広報紙の発行のほか、傍聴者アンケート、議会報告会・町民との意見交換会、議会インターネット中継、

議会ホームページなどを所管しています。議会報告会・町民との意見交換会のような場は定数問題や議員報酬問題など特定のテーマで開催したことはありましたが、議会全般について定期的に報告や意見聴取する場は持ったことがありませんでした。これも、議会総合条例で規定して毎年実施し、議員が様々な意見に触れる機会になっています。

議会総合条例では、町民が町政に参画する意欲が高まる議会運営には、議員の能力の向上や議会の適格な監視機能の強化も必要であるとして、様々な規定を設けました。議員の活動原則として、自由討議の推進、個別事案だけでは無く町民全体の福祉の向上を目指す、町政全般に対する町民の意見を的確に把握する、不断の研さんによって自己の能力を高める、などを規定しました。

議会の監視機能の強化としては、地方自治法第96条第2項の議決権の拡大について、総合計画を始めとした6つの計画を議決事項としました。また、既存条例で議決を要するとしていた契約金額以下の契約において、1,000万円以上のものについて議会に報告することとしました。